

入院期間が 180 日を超える入院(選定療養費)について

180 日を超えて入院されている場合、厚生労働大臣が定める状態の患者様を除き、入院料の一部が自己負担となります。入院期間の 180 日の計算は当院での入院期間だけでなく、他の医療機関での入院期間も計算対象となる場合があります。該当する患者様またはご家族様へはあらかじめ料金等の説明をさせていただきます。詳細は受付までお問い合わせください。

入院期間が 180 日を超えた日以降の入院に係る療養費

急性期一般入院料 6・・・1 日 2,110 円



2025 年 4 月 1 日

館林記念病院